

平成 29 年 第 3 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 29 年第 3 回東彼杵町議会臨時会は、平成 29 年 2 月 17 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	口木 俊二 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	橋村 孝彦 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	堀 進一郎 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	岡木 徳人 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	西坂 孝良 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	健康ほけん課次長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	町 民 課 長	深草 孝俊 君
水 道 課 長	山口 大二郎 君	財 政 管 財 課 長	三根 貞彦 君
教 育 次 長	峯 広美 君	ま ち づ くり 課 長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君	税 務 課 長	松山 昭 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	福田 正子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 3 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 4 議案第 4 号 平似田太ノ浦線改良工事 (3 工区) 請負契約の変更について

日程第 5 報告第 2 号 専決処分に関する報告について

(平似田太ノ浦線改良工事 (4 工区) 請負契約の変更に伴う請負金額の変更について)

6 閉 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。それではお揃いのようなので始めさせていただきます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を開催します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定によって、7 番議員、浪瀬真吾君、8 番議員、森敏則君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 3 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

日程第 3、議案第 3 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

おはようございます。議案第 3 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。繰越明許費の設定でございます。提案の理由は、今回の補正は平成 28 年度、国の 2 次補正分で簡易水道等施設整備費に係る簡易水道再編推進事業、統合簡易水道、全域地区及び生活基盤近代化事業、基幹改良、彼杵地区について、年度内の完了が困難であるため、繰越明許費を計上するものでございます。これは 2 次補正の分で 11 月の末ぐらいに内示がございまして、どうしても年度内に完成ができないということでお願いするものでございます。内容につきましては、水道課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。水道課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（山口大二郎君）

それでは代わって説明します。議案第3号、28年度簡易水道事業補正予算（第2号）であります。説明がありましたとおり繰越明許費の第1表をお開きください。2事業の建設費改良の明許でございますけれども、2款1項、統合簡易水道事業については、補正予算による1億4200万円の明許費をお願いするものであります。執行額につきましては、本年度当初内示がございました分で、2月末までに年度内の執行はすべて終わっております。当初の所要額につきましては、内示額が50.1%内示でございましたので、8工事をすべて完了いたしております。今回お願いする明許費につきましては先ほど説明しましたとおり、内示が11月17日、2次補正を受けまして、承認を1月25日受けております。年度内分と明許分と合わせまして補助金の達成率としては、当初要望した額の75.8%になっておりますけれども、いずれにしても施設改良事業を実施しております上で、どうしても年度末までに完成することができませんので、明許費をお願いすることとなりました。施工箇所、繰越す内容の施工内容でありますけれども、統合事業につきましては6か所の工事の予定をしております。中尾地区の電気施設の整備工事及び水ポンプ、送水ポンプ。それと各施設からの中央監視の通信装置の工事。それと赤木彼岸地区の管渠整備の280m。それと赤木千綿地区、これは減圧弁を含む配管工事でありますけれども、それと中岳と蕪地区のコスモス苑の802mの配管工事を含む、以上の6工事を明許の工事の統合簡易水道事業で繰越しをお願いするものであります。もう1件の表1表の生活基盤近代化事業、基幹改良につきましては彼岸簡易水道基幹改良事業であります。補正予算にお願いする明許につきましては、2800万円の明許費をお願いする内容であります。現年度につきましては、同じく内示額は50.1%で2工事を完了を済ませております。本年度で完了をするということで、同じく11月に766万6000円の国費の内示を受けております。同じく達成率は年度内と合わせまして75.8%の達成率であります。繰越します、お願いをします施工箇所につきましては、法音寺の6工区、年度内で国道部の埋設工事を実施をいたしました大楠の交番の付近までの配管工事、それに施工できなかった川井川内の中の配管部分656m、これを今回の費用で施工を計画をさせていただくことになっております。多額の繰越しをお願いすることになって大変恐縮でありますけれども、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号平成28年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 平似田太ノ浦線改良工事（3工区）請負契約の変更について

○議長（後城一雄君）

日程第4号、議案第4号平似田太ノ浦線改良工事（3工区）請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第4号平似田太ノ浦線改良工事（3工区）請負契約の変更についてでございます。変更前契約金額が6651万5040円、変更後契約金額が7368万840円でございます。相手方は変更はございませんけれども、東彼杵町里郷1885番地、株式会社中野組、代表取締役中野幸子でございます。提案の理由といたしましては、切土法面植生工からモルタル吹付工への工法変更等により、工事請負額を増額する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出いたします。詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

代わりましてご説明いたします。添付をいたしております図面をご覧くださいと思います。図面向かって左側が今回お願いいたしております3工区の基点になります。龍頭泉側になります。そこから約320mの道路改良工事を発注をいたしております。図面のちょうど中央に朱書きで着色いたしておりますところが、今回の変更の主な箇所でありまして切土法面の工法変更を行ったところでございます。当該路線につきましては多良岳県立公園内に位置しておりますので、極力斜面につきましては緑化を図るというふうな設計方針で施工を進めておりましたけれども、切土法面の施工後、非常に切土面が硬くて、植生が期待できる基準値以上であることが判明をいたしました。補助者であります九州防衛局とも協議の上、植生の期待ができないということでモルタル吹付工に工法を変更いたしております。この他、変更の要因といたしましては、この工事区間内が龍頭泉付近に位置しておりますので、工事予定区間に天然林が非常に多く植生しております。工事に伴いまして、それらの搬出、処分が必要でありましたけれども、当初の見込みよりもかなり多くの処分が発生いたしまして、増額の要因となっております。当該工事区間の場所ですけれども、先ほど言いました

ように図面左側が龍頭泉側であります。そこから、この図面でいきますと 5cm ほど右の方に行ったところの図面上側に降りていく道が表示されておりますけれども、ここが生活環境保全林事業で開設した作業道ということで、龍頭泉溪谷の方に降りていく道の位置になります。それから、赤く着色している切土法面の正面が中原さんのお宅があったところですね。それから、工事区間の終了付近 No. 16 と表記しておりますけれども、ここが山頭池方向に演習場内に上っていく立哨の哨棟がある箇所になっております。約 320m の工事につきまして、今回変更をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。10 番議員、堀進一郎君。

○10 番（堀進一郎君）

今回、変更契約の確認ですけれども、一応私も現場ちょっと見ておるんですけれども、すでに全線改良が終ったなというふうな気持ちでおるんですけれども、すべてこの変更契約で最終的な精算契約にこの工区もなるわけですか。そして、一応本年をもって平似田太ノ浦線改良工事はすべて終ったということの確認でよろしいですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

建設課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（岡木徳人君）

議員のご質問のとおり、今回の契約ですべて完了となります。当該平似田太ノ浦線の改良工事につきましては、平成 10 年から平似田から太ノ浦までの約 4km の道路改良工事に着手をいたしまして、今回お願いいたしております 3 工区並びに 4 工区で全線供用開始の目途が、29 年度からは供用開始できるものと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 4 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号平似田太ノ浦線改良工事（3工区）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第2号 専決処分に関する報告について

（平似田太ノ浦線改良工事（4工区）請負契約の変更に伴う
請負金額の変更について）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第5、報告第2号専決処分に関する報告について（平似田太ノ浦線改良工事（4工区）請負契約の変更に伴う請負金額の変更について）を議題とします。

議題といたしますが、本案に説明を求める前に、執行部に一つだけお願いをいたしたいと思えます。先週14日に配布されていたということでございますので、14日になぜご説明ならなかったのか。専決処分の方からしますと、議会無視もあるのではないかという話も出まして、そういった考えの中で、それも加えてご説明をお願いしたいと思います。本案について説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは、報告第2号の前に、先ほど議長から話がありました、なぜ14日の議会に上げなかったのかという意見があると思えますけれども、実は、損害賠償につきまして14日お願いしたわけですけれども、これは1月13日で決定しておりました。これも併せて本日の会議にやる予定にいたしておりましたが、それは直前に議会が14日になりましたものですから、損害賠償は14日の議会に提案をいたしております。ただし、この請負契約につきましては、14日のお昼以降ですね、議会に間に合っておりません。そこでようやく請書というのが、契約書がきますので、それを決裁等しなければなりません。少なくとも14日の夕方ないし15日ぐらいまで仕上がりますので、それは間に合っておりません。それはしっかりですね、担当課長にも間に合えば14日出すようということで指示をしておりましたけれども、どうして提出が間に合わないということで、それでは17日にお願しようということで、今回お願いいたしております。

それでは、報告第2号につきまして説明いたします。2枚目の専決処分書でございますけれども、これは平似田太ノ浦線改良工事（4工区）請負契約の変更でございます。金額が変更前が6793万2000円、これを変更後の契約金額が6685万4160円に107万7840円を減額するものでございます。契約の相手方は、東彼杵町三根郷1662番地7、株式会社朽原建設、代表取締役朽原元樹でございます。内容につきましては減額でございますので、この図面を見ていただきまして、2枚目の図面に平面図というのがございますけれども、真ん中ほどに赤く、これは赤の実線でマークしておりますれ

ども、実は残土が発生いたします。これを、例えば何キロ先まで持っていくというのを計画いたしておりましたけれども、幸いに近くに農地がございまして、そこに残土処理ができたということで、107万7000円ぐらいに安価で、安い値段で減額できたということでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第2号を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年度第3回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会（午前10時47分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 9 月 14 日

議 長 後城 一雄

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 森 敏則